

会計検査院規則第五号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十四条の規定に基づき、会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（平成十七年会計検査院規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十六条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二百二十四条」に、「法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）」を「法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）第一条の規定により院長がその所掌に係る権限又は事務を職員に委任している場合における当該権限又は事務は、この規則による改正後の会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第一条の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この規則の施行前にされた当該職員に係る旧規則第二条の規定による公示は、新規則第二条の規定によりされた公示とみなす。